

令和6年度 看護関係予算案の概要

(括弧書きは前年度予算額)

1. 看護職員の資質向上等

(1) 特定行為に係る看護師の研修制度の推進

- ① 看護師の特定行為に係る研修機関支援事業 5 1 2 百万円 (5 4 1 百万円)
「特定行為に係る看護師の研修制度」(平成27年10月1日施行)の円滑な実施及び研修修了者の養成を促進するため、研修を実施する指定研修機関の設置準備や運営に必要な経費を支援する。また、特定行為研修の指定研修機関の拡充を図るため、特定行為研修修了者や指定研修機関に関する情報収集とその提供、指定研修機関同士の連携体制の構築に必要な経費を支援する。
- ② 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業 6 6 百万円 (6 6 百万円)
指定研修機関や協力施設において効果的な指導ができるよう、指導者や指導者リーダーの育成研修の実施等に必要な経費を支援するとともに、特定行為研修修了者を対象とした特定行為を実践していくための技術と判断力の向上を図るための講習会の実施等に必要な経費に対する支援を行う。
また、特定行為研修の受講者及び指定研修機関数の増加や修了者の活用をより一層図るため、特定行為研修修了者に係る医療の質に関するデータの収集や分析、データの活用方策の検討等を行うために必要な経費に対する支援を行う。
- ③ 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業 ※医療提供体制施設整備交付金26億円の内数
看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの施設整備やeラーニングを設置するための施設整備、研修受講者用の自習室の施設整備等に必要な経費に対する支援を行う。
- ④ 特定行為研修の組織定着化支援事業 **拡充** 1 7 7 百万円 (1 4 5 百万円)
看護師への特定行為研修の受講と研修修了者の活動を推進する取組を組織的かつ継続的に実施する指定研修機関である医療機関等に対し、概ね3年以上の看護師に特定行為研修共通科目の学習機会を提供するためのeラーニングのコンテンツ使用料等の費用や特定行為研修修了者が特定行為を実施できる体制整備等を目的とした委員会の設置、特定行為研修修了者へのメンターの配置等に必要な経費に対する支援を行う。
また、本事業の周知や取組の支援を目的としてシンポジウム・地域別ワークショップの開催等に必要な経費に対する支援を行う。

(2) 看護職員の資質向上推進

- ① ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業 1 5 百万円 (1 5 百万円)
在宅での看取りにおける医師による死亡診断に関わる手続の整備を図るため、「規制改革実施計画」(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえた、医師による死亡診断等に必要な情報を報告する看護師を対象にした法医学等に関する研修の実施に対する支援を行う。さらに、サテライトでの研修受講環境を整えるとともに、本研修の医師向けの研修

等を実施するために必要な経費に対する支援を行う。

- ② 看護教員等養成支援事業（通信制教育） 8百万円（8百万円）
看護教員等の養成における通信制教育（eラーニング）の実施に必要な経費に対する支援を行う。
- ③ 看護教員教務主任養成講習会事業 11百万円（11百万円）
看護師等養成所の運営・管理及び教員に対する指導を行うために必要な専門的知識・技術を修得させることを目的とした、講習会の実施に必要な経費に対する支援を行う。

〈参考 令和5年度補正予算〉

- ① 地域における特定行為実施体制推進事業 31百万円
地域支援型の指定研修機関（仮称）が、地域版特定行為研修推進委員会を設置し、訪問看護ステーション等向けの長期型の研修プランの作成や実習場所の調整、訪問看護師等が特定行為研修受講中における代替要員の調整等を行うのに必要な経費に対する支援を行う。
また、郡市区医師会等が、地域標準手順書普及等推進委員会を設置し、標準的な手順書例を地域の実情に応じて調整し、その周知・広報等を行うのに必要な経費に対する支援を行う。
- ② 医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業 12百万円
タスク・シフト/シェアの推進に関する検討会において、看護師による特定行為の実施が医師の働き方改革の推進に資するものとされ、特に週労働時間が一定水準を超える医師の割合が多い外科・救急・麻酔科等の領域において、特定行為研修修了者の活用の推進が求められる。そこで、医学系学会等による「特定行為研修修了者の活用ガイド」の作成に向けた修了者の活動実態の調査・分析やワーキンググループの開催、「特定行為研修修了者の活用ガイド」の普及・周知のためのシンポジウムの開催等に必要な経費に対する支援を行う。
- ③ 看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション促進事業 145百万円
看護師等養成所や看護現場におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）化を促進するため、看護師等養成所や病院・訪問看護ステーション等におけるICT機器を活用した効率的・効果的な看護業務及び看護師等養成方法の検討等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

2. 看護職員の確保対策等

- ① 中央ナースセンター事業 235百万円（235百万円）
看護職確保対策の推進を図るため、求人・求職情報の提供や無料職業紹介などの潜在看護職の再就業の促進を図るナースバンク事業、訪問看護支援事業等に必要な経費に対する支援を行う。
- ② 災害・感染症に係る看護職員確保事業 56百万円（53百万円）
災害や新興感染症の発生に際して、都道府県が迅速に看護職員の確保を図れるよう、他の医療機関等への派遣に適確に対応できる看護職員（災害支援ナース）の養成・リスト化を進めるとともに、全国レベルで派遣調整できる体制を整備する。
- ③ 看護職員就業相談員派遣面接相談事業 ※医療提供体制推進事業費補助金261億円の内数
都道府県ナースセンターに勤務する就労支援相談員が、ハローワークと連携して実施する求職者の就労相談や求人医療機関との調整などに必要な経費に対する支援を行う。
- ④ 看護職員確保対策特別事業 44百万円（44百万円）
看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策の推進に資する取組に必要な経費に対する支援を行う。
- ⑤ 助産師活用推進事業 ※医療提供体制推進事業費補助金261億円の内数
医療機関における助産師就業の偏在解消や実習施設確保、助産実践能力の向上等を図るため、助産師出向や助産師就業の偏在の実態把握、助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関を確保するための相談・調整等の実施に対する支援を行う。また、院内助産・助産師外来の普及や理解促進を目的とした講演・シンポジウム等の実施に必要な経費に対する支援を行う。
- ⑥ 医療専門職支援人材確保・定着支援事業 10百万円（10百万円）
医師・看護師等の医療専門職から医師事務作業補助者や看護補助者等の医療専門職支援人材へのタスク・シフティングの推進を図るため、医療専門職支援人材の業務内容や魅力の紹介を行うとともに、定着支援に資する研修プログラムの開発や医療機関向けの研修等を行うために必要な経費に対する支援を行う。

〈参考 令和5年度補正予算〉

- ① 看護補助者の処遇改善事業 4,940百万円
医療分野の中で他の職種より給与水準が低く、人材確保や定着が困難な看護補助者を対象に、緊急の対応として、処遇改善のための支援を行う。
- ② 看護補助者の確保・定着支援事業 69百万円
看護補助者の確保・定着に困難が生じている病院等の看護補助者の確保・定着に係る取組を総合的に推進する。
- ③ 中央ナースセンター事業（看護補助者の就業支援等経費部分） 52百万円
質の高い看護補助者を養成するとともに、看護補助者の就業支援を行うため、都道府県ナースセンターにおいて、就業希望者に対する研修の実施や、求人施設、求職者への看護補助者業務に係る広報を行うとともに、職業紹介を実施するためのナースセンター・コンピュータ・システムの改修等を行う。
- ④ 新人看護職員等の就業継続支援事業 28百万円
新人看護職員等の就業継続を支援するため、新人看護職員等向けのポータルサイトの設置、運営及び管理や、当該サイト内にコミュニケーションをとれる場や専門家によるカウンセリング、研修を受けられる場等のコンテンツを作成する。

3. 経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師受入

(1) 外国人看護師受入支援事業・外国人看護師候補者学習支援事業

167百万円(166百万円)

① 外国人看護師受入支援事業

63百万円(63百万円)

外国人看護師候補者の受入を円滑に進めるため、国内説明会の開催や看護分野の基礎研修の実施、看護専門家等による受入施設に対する巡回訪問の実施等に必要な経費に対する支援を行う。

② 外国人看護師候補者学習支援事業

104百万円(104百万円)

外国人看護師候補者に対し、看護専門分野を中心とした日本語習得研修の充実を図るため、eラーニングでの学習支援システムを構築・運用するとともに、候補者に対する定期的な集合研修の実施や受入施設の研修責任者等に対する研修計画の助言等に必要な経費に対する支援を行う。

(2) 外国人看護師候補者就労研修支援事業

※医療提供体制推進事業費補助金261億円の内数

外国人看護師候補者が就労する上で必要となる日本語能力の向上を図るため、受入施設に対して、日本語講師を招聘するために必要な経費、研修指導者等経費や物件費に必要な経費に対する支援を行う。

4. 地域医療構想の達成に向けた取組の推進

(1) 地域医療介護総合確保基金（医療分）

73,299百万円（75,077百万円）

将来を見据えた地域医療構想の実現に向け、病床の機能分化・連携に関する取組と併せて、居宅等における医療の提供や医療従事者の確保に関する取組についても、引き続き、地域医療介護総合確保基金による支援を行う。

また、勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療介護総合確保基金により、医師の労働時間が長時間となる医療機関に対する大学病院等からの医師派遣や、医師の労働時間短縮に取り組む医療機関に対する勤務環境改善等のための更なる支援を行う。

（参考）【対象事業】

①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

急性期病床から回復期病床への転換等、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携等について実効性のあるものとするため、医療機関が実施する施設・設備整備に対する助成を行う事業。

②地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の意見を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等の取組に対する助成を行う事業。

③居宅等における医療の提供に関する事業

地域包括ケアシステムの構築を図るため、在宅医療の実施に係る拠点の整備や連携体制を確保するための支援等、在宅における医療を提供する体制の整備に対する助成を行う事業。

④医療従事者の確保に関する事業

医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進等の事業に助成することにより、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進する事業。

⑤勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関を対象とし、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に対して助成を行う事業（勤務医の労働時間短縮の推進）。

(2) 地域医療介護総合確保基金における主な看護関係事業（例）

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 - 院内助産所や助産師外来を設置する場合の施設・設備整備に対する支援
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
 - 訪問看護の人材育成や人材確保を図るための研修の実施に対する支援
 - 訪問看護推進協議会などの設置や会議開催に対する支援
- ③ 医療従事者の確保に関する事業
 - 看護師等養成所の運営や施設・設備の整備に対する支援
 - 新人看護職員の資質向上や早期離職防止の観点からの研修の実施に対する支援
 - 看護職員の資質向上のための研修の実施に対する支援
 - 看護管理者に対する看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた研修の実施に対する支援
 - 看護師宿舍の整備に対する支援
 - 看護職員の就労環境改善（多様な勤務形態の導入や職場風土の改善に関する研修の実施など）に対する支援
 - 看護職員の勤務環境改善のための施設整備（病院のナースステーションや仮眠室などの拡張・新設）に対する支援
 - 看護職員をはじめとする医療従事者の離職防止や再就業を促進するための病院内保育所の運営や整備に対する支援
 - 医療勤務環境改善支援センターの運営

看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

事業目的

- 少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成する必要がある。（平成27年特定行為研修制度を創設）
- 特定行為研修修了者を効率的に活用するためには、質の高い修了者を確保する必要がある。そのためには、研修を実施する指定研修機関の確保、質の充実が不可欠である。
- 特定行為研修制度の普及や理解促進、研修受講者の確保のためには、研修に関する情報共有・情報発信を行う必要がある。
- 既に修了者を輩出している指定研修機関において、研修が継続的に行われ、定員を増員するなど、効率的な研修機関の運営が必要である。
- 質の充実した研修を行うために、指定研修機関や協力施設及び関係機関との連携強化が不可欠である。

令和6年度当初予算案 5. 1 億円（令和5年度予算額 5. 4 億円）

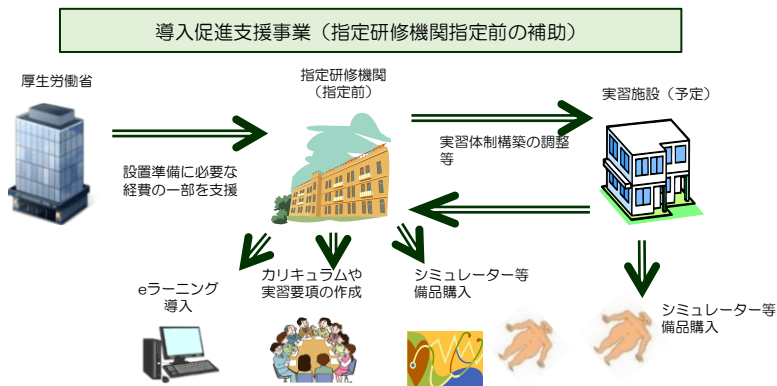
事業概要

看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

91,539千円（111,335千円）

指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要な、カリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。

【補助先：指定研修予定機関】

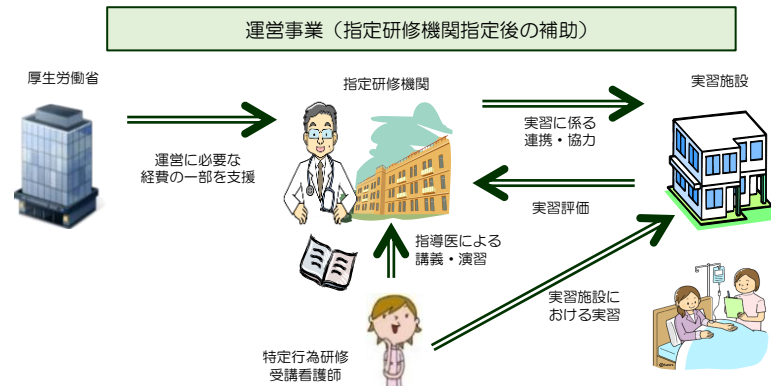


看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

409,247千円（418,018千円）

指定研修機関及び協力施設が質の高い研修を行うため、指導者経費や実習に係る消耗費、委託費、指定研修機関と協力施設の連携に必要な会議費等に対する支援を行う。

【補助先：指定研修機関】



看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業 11,685千円（11,685千円）

看護師や医師等の医療関係者が特定行為研修に関する情報を収集しやすい環境を整えるため、指定研修機関同士の連携体制を構築するとともに、指定研修機関が実施している特定行為研修の受講に係る情報や特定行為研修修了者の活用に係る情報を収集し、それらの情報提供を目的としたポータルサイトを設置・運営する。【補助先：公募により選定した団体】

看護師の特定行為に係る指導者育成等事業

令和6年度当初予算案 66百万円（66百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 特定行為研修の質を担保しつつ、研修を円滑かつ効率的に実施するためには、指導者や指導者リーダーの育成と特定行為を実践していくための研修修了後のフォローアップが重要である。このため、指定研修機関や実習施設における指導者を対象に、制度の内容や指導の方法等、手順書において看護師が行う病状の確認の範囲等について、理解促進を図り、効率的な指導ができる指導者や指導者リーダーの育成及び、修了者のスキルの維持、向上を目指す。
- また、特定行為研修修了者や指定研修機関数の増加、特定行為研修修了者の一層の活用の推進を図るため、特定行為研修に対する現場のニーズや特定行為研修修了者の活動の実態、介護保険施設等における研修の受講状況等、特定行為研修の実態や課題について調査・分析等を行う。

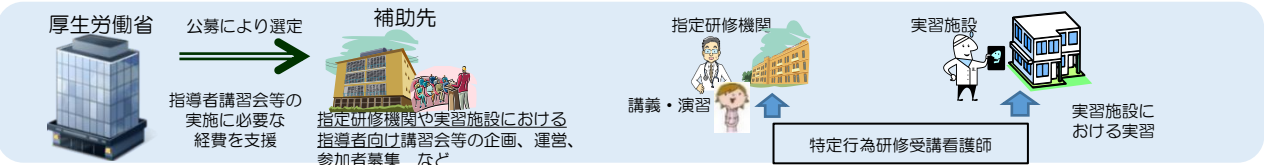
2 事業の概要

指導者育成等事業

特定行為研修における指導者（主に指定研修機関や実習施設における指導者）向けの研修を行い、特定行為研修の質の担保を図る。

○指導者等育成

- ・ 目 的：特定行為研修の質の担保を図るため、制度の趣旨・内容、手順書、指導方法等の理解を促進し、適切な指導ができる指導者を育成する
- ・ 概 要：
 - ①指導者（予定者含む）に対して、指導者としての知識・技術の向上を目指す指導者講習会を実施
 - ②特定行為研修修了者を対象とした、修了者が特定行為を実践していくための技術と判断力の向上を図るための講習会を実施
- ・ 補助先：公募により選定された団体
- ・ 備 考：講習会の開催回数、各回の定員及び場所については参加者の利便性を考慮し設定



○指導者リーダー育成

- ・ 目 的：指導者講習会を企画・実施する者（リーダー）を育成する
- ・ 概 要：指導者講習会を実施する事業者を対象に、研修会を実施
- ・ 補助先：公募により選定された団体

実態調査・分析事業

【調査・分析等の内容】

- ① 研修修了者の活動実態や活躍推進に向けた課題等に係る調査・分析等
- ② 指定研修機関及び協力施設（実習施設）における研修についての実態調査及び分析等
- ③ 特定行為研修制度に係る実態や課題を踏まえた改善策の検討に資する調査及び分析
- ④ 特定行為研修修了者による活動の効果等の医療の質に関する多面的なデータの大規模な収集及び分析等。さらに、得られたデータを継続的に収集可能にするための方法とデータの活用方策の検討等
- ⑤ 調査結果の公表・周知 等

◆補助先：公募により選定された団体

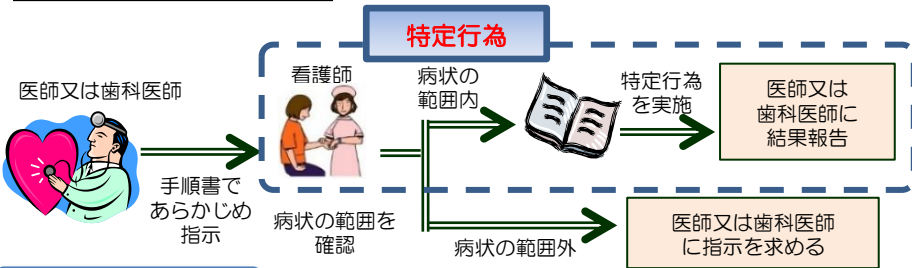
看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

令和6年度当初予算案（令和5年度予算額）医療提供体制施設整備交付金26億円の内数
（医療提供体制施設整備交付金26億円の内数）

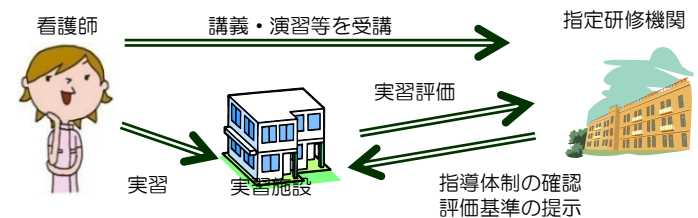
事業目的

- 少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を計画的に養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 当該研修制度の円滑な実施及び研修修了者を確保するためには、研修を実施する指定研修機関の確保が必要不可欠。
- このため、指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費について支援する。

○「特定行為」の概要



○研修実施方法の概要



事業概要

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費に対する支援を行う。

（補助先）

- ① 厚生労働大臣が定める者。ただし、指定研修機関の指定に係る審査を受けている者に限る。
- ② 指定研修機関

（補助率）

1／2（国：1／2、指定研修機関等：1／2）

特定行為研修の組織定着化支援事業

令和6年度当初予算案 1.8億円 (1.5億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 2040年に向けた高齢者の増加・人口減少に伴い、医療ニーズの増大とマンパワーの確保や医療従事者の働き方改革に伴う対応が同時に必要になることを踏まえ、引き続き医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師の活躍が求められている。また今般のコロナ禍において、救命救急やICU領域における看護師のニーズが高まり、より高度な技術を持つ救急及び集中治療領域パッケージ研修修了生の増大も求められている。
- 同時に、在宅医療需要の増大に対応するため、地域包括ケアシステムにおいても特定行為研修修了者による効果的・効率的な在宅医療・ケアの実施の推進が求められる。
- 特定行為研修修了者を加速度的に増やすためには、各医療機関等において多くの特定行為研修修了者を輩出する仕組みの構築が必要だが、組織的に特定行為研修修了者の養成・確保を行っている医療機関等は多くない。
- そのため指定研修機関である医療機関等において、**組織的かつ継続的に特定行為研修の受講と修了生の活動を推進する取組を行う医療機関等を財政的・技術的に支援し**、特定行為研修修了者数の増大と円滑な活動環境整備による医療の質向上を目指す。
- 本事業は令和5年度に各県1カ所程度の実施を見込んで予算計上されたが、**指定研修機関からのニーズも高く、更なる特定行為研修修了者の活用の促進を図るため、実施カ所数の拡充を行うものである。**

2 事業の概要等

- ① 指定研修機関である医療機関等に対し、概ね3年以上の看護師に共通科目の学習機会を提供するためのEラーニングのコンテンツ使用料や、特定行為研修修了者に対するメンターの配置等に係る費用を補助する。
- ② 本事業の周知を目的としたシンポジウムと、本事業を実施する医療機関の取組を支援するためのワークショップを開催する。

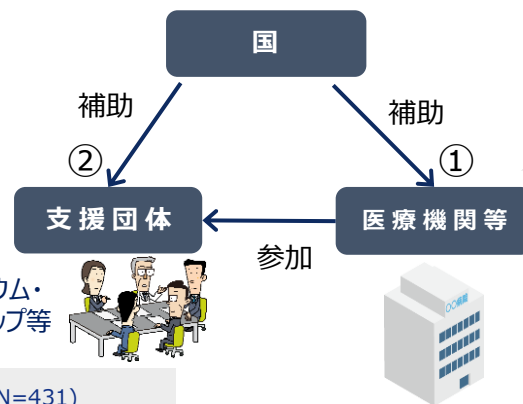
- 実施主体：① 医療機関である指定研修機関等又は医療機関を運営する指定研修機関
② 関係団体
- 補助率：① 1/2 ② 10/10

事業スキーム

② 支援団体の取組

- 【シンポジウム】対象：全医療機関
○ 本事業の趣旨と内容の周知を図ることを目的としたシンポジウムの開催（1回）
- 【ワークショップ】対象：本事業を実施する医療機関（看護部長等）
○ 本事業を実施する医療機関の取組を支援するためのワークショップの開催（3回）

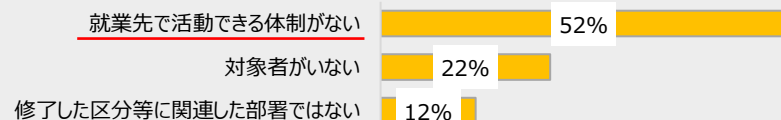
シンポジウム・ワークショップ等



① 医療機関等の取組（補助要件）全て必須

- (1) 特定行為研修推進委員会の設置
・組織内共通の手順書の作成・見直し
・安全な特定行為の実施の確認 等
- (2) 特定行為研修修了直後の修了者に対するメンターの配置
・特定行為の実践に関する技術的指導やサポートの提供
・臨床における活動の仕方や困りごとへの相談対応
- (3) 概ね卒後3年以上の経験を有する看護師にeラーニングによる特定行為研修の共通科目の受講機会の提供
- (4) 「特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係るワークショップ等開催事業により実施されるワークショップ等への参加

■ 修了生が特定行為を実施していない理由（複数回答）（N=431）



【出典】令和2年度看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業「特定行為研修修了者の活動等の実態把握」：特定行為研修修了生に対するアンケート調査（N=1,364、回収率82.5%）

ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業

令和6年度当初予算案（令和5年度予算額）15百万円（15百万円）

背景・事業目的

- 最後の診察から24時間経過後に患者が死亡した場合、医師は、対面で死後診察をした後、死亡診断書を交付している。
- 一方で、看取りのため住み慣れた場所を離れ病院や介護施設に入院・入所したり、死後診察を受けるため遺体を長時間保存・長距離搬送するなど、患者や家族が不都合を強いられているとの指摘がある。

規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）

在宅での穏やかな看取りが困難な状況に対応するため、受診後24時間を経過していても、以下のa～eの全ての要件を満たす場合には、医師が対面での死後診察によらず死亡診断を行い、死亡診断書を交付できるよう、早急に具体的な運用を検討し、規制を見直す。

- a 医師による直接対面での診療の経過から早晚死亡することが予測されていること
- b 終末期の際の対応について事前の取決めがあるなど、医師と看護師の十分な連携が取れており、患者や家族の同意があること
- c 医師間や医療機関・介護施設間の連携に努めたとしても、医師による速やかな対面での死後診察が困難な状況にあること
- d 法医学等に関する一定の教育を受けた看護師が、死の三兆候の確認を含め医師とあらかじめ取り決めた事項など、医師の判断に必要な情報を速やかに報告できること
- e 看護師からの報告を受けた医師が、テレビ電話装置等のICTを活用した通信手段を組み合わせることで患者の状況を把握することなどにより、死亡の事実の確認や異状がないと判断できること

「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」策定（医政発0912第1号 平成29年9月12日医政局長通知）
H28年度厚生労働科学研究「ICTを利用した死亡診断に関するガイドライン策定に向けた研究」に基づきガイドラインを策定。

患者や家族が希望する、
住み慣れた場所での
穏やかな看取りの実現

事業概要

ICTを活用した在宅看取りに関する研修事業

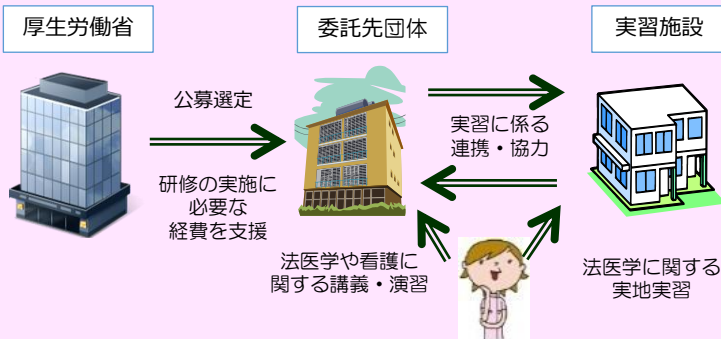
『医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修』の実施

講義・演習

- ◆法医学に関する一般的事項
死因究明・死因統計制度、死因論、内因性急死、外因死
- ◆ICTを利用した死亡診断等の概要、関係法令
- ◆ICTを利用した死亡診断等の制度を活用する患者・家族への接し方
(意思決定支援含む。)
- ◆実際に使用する機器を用いたシミュレーション

実地研修

- ◆2体以上の死体検案
又は解剖への立ち会い



※上記「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」に基づき実施

看護教員及び実習指導者の資質向上

看護教員等養成支援事業（通信制教育）令和6年度当初予算案（令和5年度予算額）8百万円（8百万円）

事業目的

eラーニング（看護教員等養成支援事業（通信制教育）学習サポートシステム）を活用することにより、専任教員養成講習会及び実習指導者講習会の受講機会を拡大し、教員及び実習指導者の確保を目的とする。

事業概要

専任教員養成講習会実施要領（「看護教員に関する講習会の実施要領について」令和2年9月24日医政発0924第3号医政局長通知）によって実施される専任教員養成講習会及び保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱（令和2年9月24日医政発0924第5号医政局長通知）によって実施される実習指導者講習会の一部の教育内容について、実施団体が学習システムを運用し、通信制教育（eラーニング）を行う。具体的内容は以下のとおり。

① eラーニングコースの運用

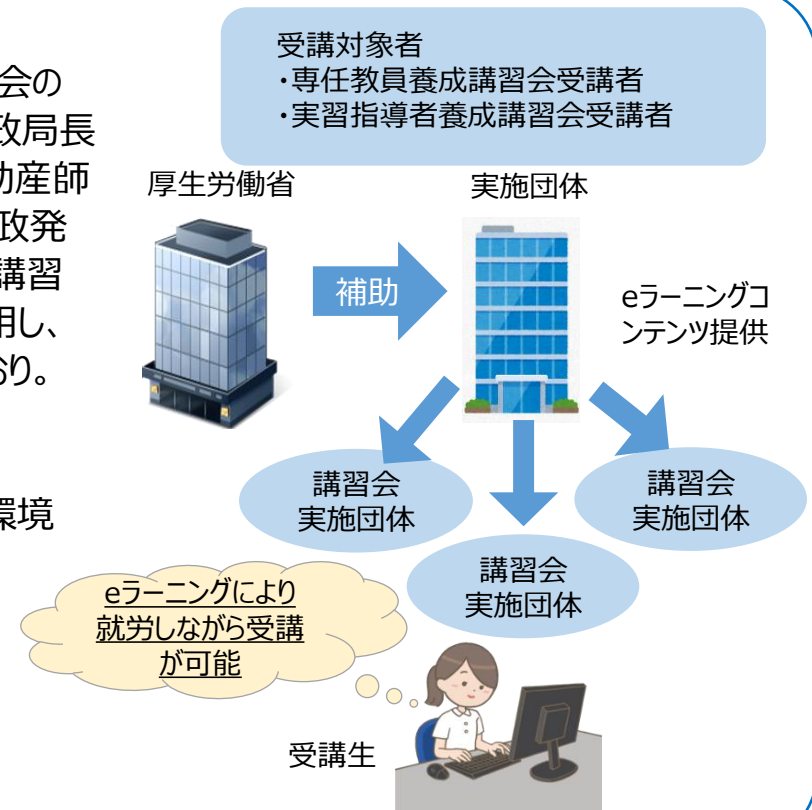
複数の受講者が同日・同時間に受講することが可能な運用環境整備

② 問い合わせに対する体制整備

eラーニングコースの受講に関する問い合わせの対応 等

③ 管理機能の提供

受講者の受講進捗状況、質問内容、受講成績等の集計



委託先

公募により選定した団体

看護教員教務主任養成講習会事業

令和6年度当初予算案（令和5年度予算額） 11百万円（11百万円）

事業目的

保健師助産師看護師学校養成所指定規則において、看護師学校養成所に専任教員及び教務に関する主任者（教務主任）を配置することが規定されている。教務主任にはいくつかの要件があり、その要件のひとつに教務主任養成講習会（以下「講習会」という。）を修了することが規定されている。教務主任養成講習会では、看護教育方法・評価方法の開発や看護学校の経営に関する科目など、看護教育の質の向上に資する教育が求められている。

そこで本事業は、看護師等養成所の運営・管理及び教員に対する指導を行うために必要な専門的知識・技術を修得させることを目的とした講習会の実施に必要な経費を支援する。

事業概要等

【講習会の実施】

講習会は、都道府県又はこれに準ずるものとして厚生労働省が認める者が「専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドライン」に沿って実施する



補助



講習会実施団体



教育内容	授業内容	単位数	時間数
看護教育方法・評価開発	看護教育方法・評価開発*	1	15
	看護教育方法・評価開発演習	1	30
看護学校経営	看護学校経営論*	2	30
	看護学校経営論演習	2	60
看護学教育課程開発	看護教育課程開発	2	30
	看護教育課程開発演習	3	90
合計		11	255

* eラーニング活用可能

教務主任について

- ・専任教員のうち1人は教務に関する主任者であること（保健師助産師看護師学校養成所指定規則）
- ・教務主任となることができる者は、①専任教員の経験を3年以上有する者 ②厚生労働省が認定した教務主任養成講習会修了者のいずれかとしている。（看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて 医政発0331第21号）
- ・教務主任は、リーダーとして看護師等養成所の教育課題を分析し、課題解決を図る。また、カリキュラム運営の先進者となることが役割として求められる。（専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドライン）

中央・都道府県ナースセンター（事業概要）

○中央ナースセンター（人材確保法第20条）：1か所【各都道府県ナースセンターの中央機関】

- ①都道府県ナースセンターの業務に関する啓発活動
- ②都道府県ナースセンターの業務について、連絡調整、指導その他の援助
- ③都道府県ナースセンターの業務に関する情報及び資料を収集し、都道府県ナースセンターその他の関係者に対し提供
- ④2以上の都道府県の区域における看護に関する啓発活動
- ⑤その他都道府県ナースセンターの健全な発展及び看護師等の確保を図るために必要な業務

○都道府県ナースセンター（人材確保法第14条）：47か所【看護職員確保対策の拠点として無料職業紹介などの事業を行う機関】

各都道府県の看護職員確保対策の拠点として、

- ①近年の少子化傾向から若年労働力人口の減少を踏まえ、潜在看護職員の就業促進を行うナースバンク事業
- ②高齢社会の到来に対応するための訪問看護支援事業（訪問看護師養成講習会等）
- ③看護対策の基盤となる「看護の心」の普及に関する事業

※平成10年度 運営費を一般財源化

ナースセンターによる看護職員の復職支援の強化

都道府県ナースセンターによる看護職員の復職支援を強化するため、看護師等人材確保促進法を改正（平成27年10月1日施行）

- 看護師等免許保持者による届出制度の創設**－ 看護職員が病院等を離職した際などに、連絡先等を都道府県ナースセンターへ届け出る（努力義務）
- ナースセンターの機能強化**－ 復職に関する情報提供など「求職者」になる前の段階から総合的な支援、就職あっせんや復職研修の一体的実施などニーズに合ったきめ細やかな対応
－ 事業運営について地域の医療関係団体が協議、ハローワーク等と密接な連携、支所等の整備による復職支援体制の強化

都道府県ナースセンター

届出情報に基づき、離職後も一定のつながりを確保し、本人の意向やライフサイクル等を踏まえて、積極的にアプローチして支援

【支援の例】

- ・復職意向の定期的な確認
- ・医療機関の求人情報の提供
- ・復職体験談等のメールマガジン
- ・復職研修の開催案内
- ・「看護の日」等のイベント情報
- ・その他復職に向けての情報提供

届出データベース
「とどけるん」

助言等

都道府県看護協会が医師会、病院団体等とナースセンターの事業運営について協議

連携

ハローワークや医療勤務環境改善支援センター等と密接に連携

支援体制強化

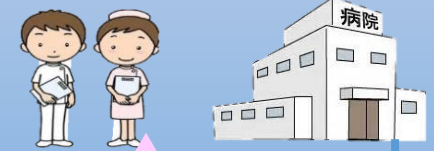
より身近な地域での復職支援体制を強化（支所等の整備）

離職時の届出
※代行届出も可

届出

ニーズに応じた
復職支援

医療機関等に勤務する看護師等



離職

復職

離職中の看護師等

- ・子育て中
- ・求職中
- ・免許取得後、直ちに就業しない
- ・定年退職後 など



■ 看護師等人材確保法に基づく看護師等免許保持者の届出（平成27年10月1日施行）

○看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）は、病院等を離職した場合などにおいて、住所、氏名などの情報を都道府県ナースセンターに届け出るよう努めなければならない。

1 届け出るタイミング

①病院等を離職するなど以下の場合

- 病院等を離職した場合 ※「病院等」とは、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、指定訪問看護事業を行う事業所をいう。
- 保健師、助産師、看護師、准看護師の業に従事しなくなった場合
- 免許取得後、直ちに就業しない場合
- 平成27年10月1日において、現に業務に従事していない看護師等

②既に届け出た事項に変更が生じた場合

2 届け出る事項

- 氏名、生年月日及び住所
- 電話番号、メールアドレスその他の連絡先に係る情報
- 保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍の登録番号及び登録年月日
- 就業に関する状況

3 届け出る方法

- 届出は、インターネット経由でナースセンターに届出する方法を原則とする。
<https://todokerun.nurse-center.net/todokerun/>（看護師等の届出サイト「とどけるん」）

4 関係者による届出の支援

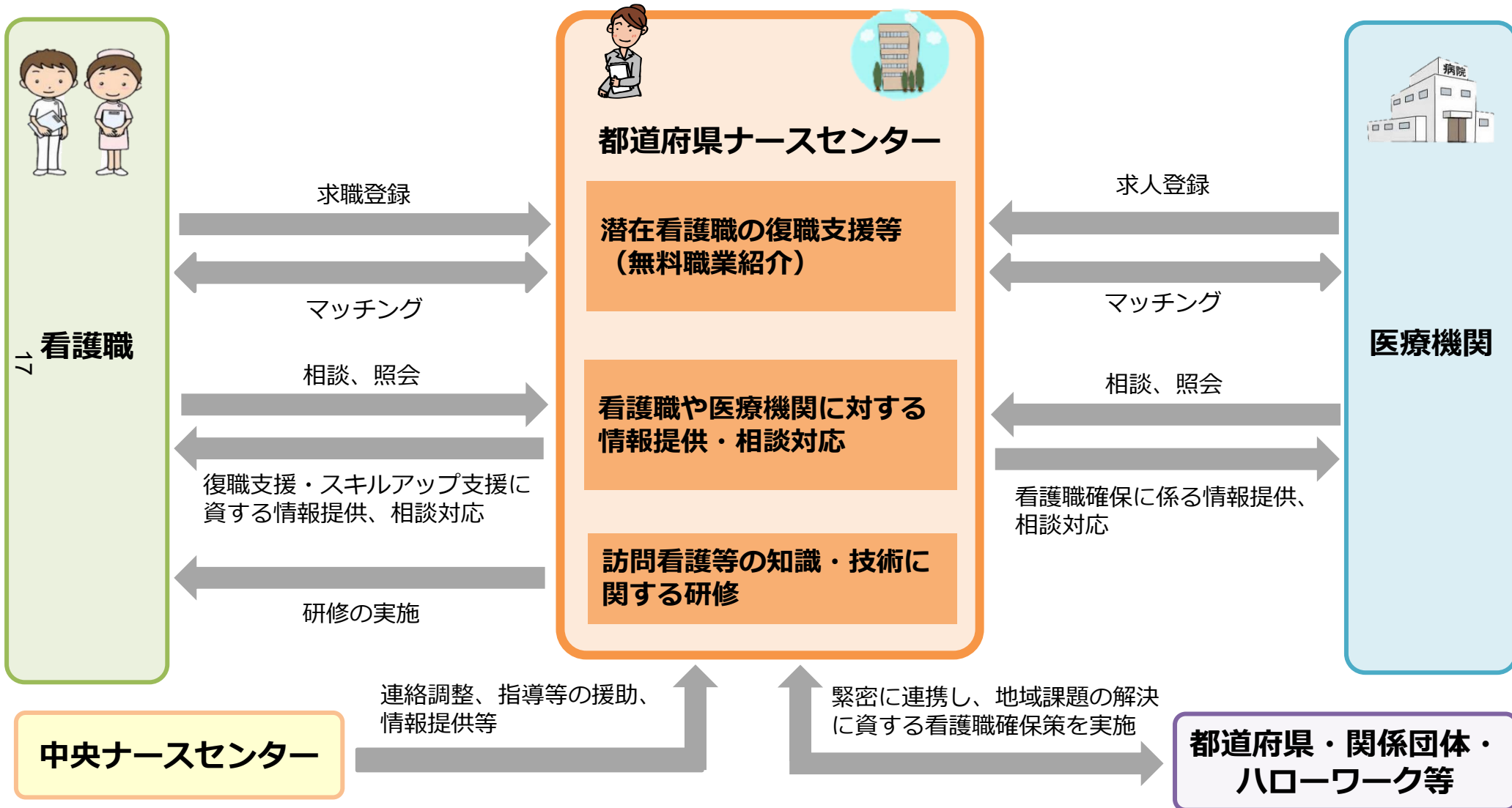
①以下の者は、上記の届出が適切に行われるよう必要な支援を行うよう努めなければならない。

- 病院等の開設者 ※「病院等」とは、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、指定訪問看護事業を行う事業所をいう。
- 保健師、助産師、看護師、准看護師の学校及び養成所の設置者

②「支援」とは、看護職員に対して届出を行うよう促す、看護職員に代わって一括して届出を行う、学校・養成所においてはキャリア教育の一環として届出制度について学生を教育する 等

ナースセンターによる看護職の就業・資質向上支援

都道府県ナースセンターは、①潜在看護職の復職支援等（無料職業紹介）、②看護職や医療機関に対する情報提供・相談対応、③訪問看護等の知識・技術に関する研修の実施等を通じて、地域における看護職の就業・資質向上を支援している。



※平成30年末時点の推計では、65歳未満の就業者看護職員数は約154.0万人（平成22年末：約139.6万人）、65歳未満の潜在看護職員数は約69.5万人（平成22年末：約71.5万人）

（資料出所）令和2年度厚生労働科学研究費補助金地域医療基盤開発推進研究事業「新たな看護職員の働き方等に対応した看護職員需給推計への影響要因とエビデンスの検証についての研究」（代表研究者：小林美亜）、平成24年度厚生労働科学研究費補助金地域医療基盤開発推進研究事業「第七次看護職員需給見通し期間における看護職員需給数の推計手法と把握に関する研究」（代表研究者：小林美亜）

災害・感染症に係る看護職員確保事業

令和6年度当初予算案 56百万円（53百万円） ※（）内は前年度当初予算額

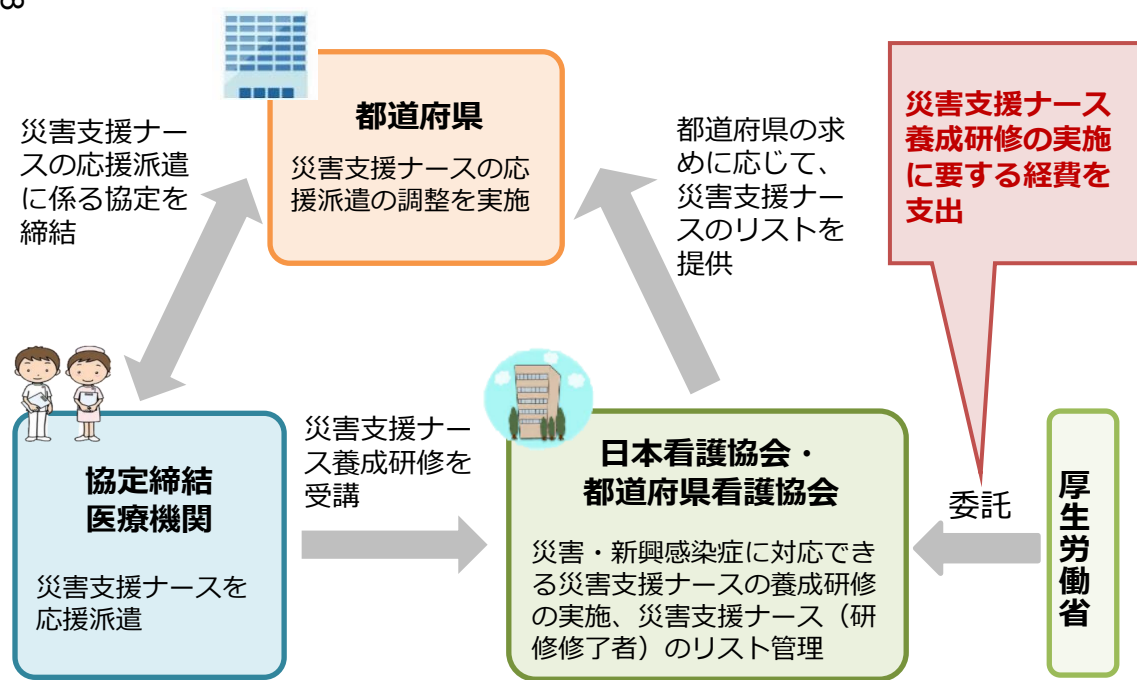
1 事業の目的

- 災害や新興感染症の発生に際して、都道府県において迅速に看護職員の確保を図るためには、災害や新興感染症の発生時に他の医療機関等への応援派遣に適確に対応できる看護職員（災害支援ナース）の養成を推進して、リスト化するとともに、大規模災害の発生時や一部の都道府県で感染が集中的に拡大した場合において、全国レベルで災害支援ナースの応援派遣を調整できる体制の整備が必要。
- このため、厚生労働省からの委託に基づき、日本看護協会・都道府県看護協会において、災害・新興感染症に対応できる災害支援ナースの養成研修を幅広く実施して、リスト化を進めるとともに、全国レベルで災害支援ナースの応援派遣を調整できる体制を構築する。

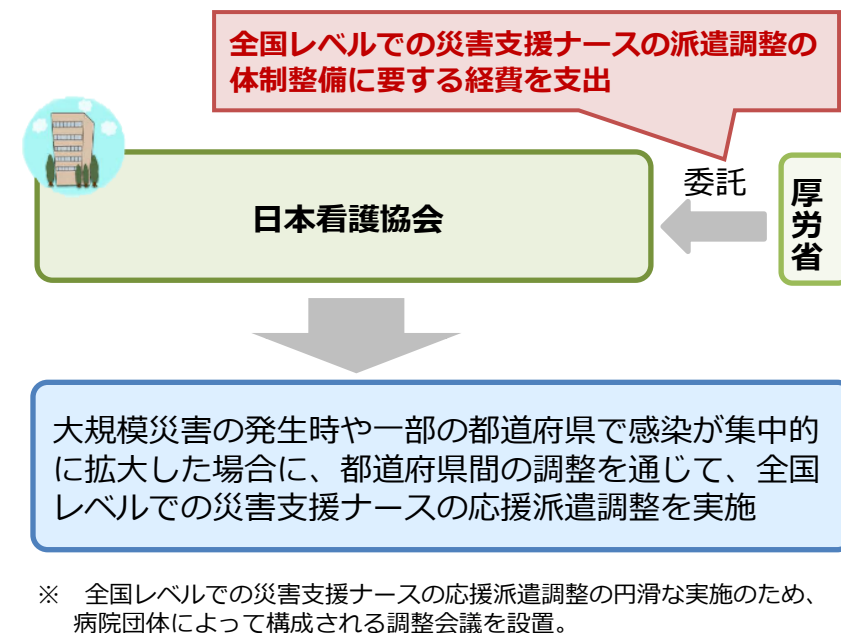
※ 令和5年度は補助事業（新型コロナなど新興感染症等に係る看護職員等確保事業）として実施しているが、改正医療法・改正感染症法の施行（令和6年4月施行）に伴って、令和6年度においては厚生労働省からの委託事業として実施するもの。

2 事業の概要

1. 災害・新興感染症に対応できる災害支援ナースの養成



2. 全国レベルでの災害支援ナースの派遣調整の体制整備



助産師活用推進事業

令和6年度当初予算案（令和5年度予算額）医療提供体制推進事業費補助金 261億円の内数（医療提供体制推進事業費補助金 251億円の内数）

背景

- 積極的な助産師活用の場として、院内助産*1、助産師外来*2、助産所等が挙げられ、医師との協働のもと、その専門性をさらに活用することで、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するとともに、妊婦の多様なニーズに応えることが期待される。
- 医師の働き方改革の実現に向け、医師以外の職種へのタスクシフティング・タスクシェアリングの推進が求められており、産科医療機関においては、産科医師の負担軽減を目的とした、助産師の積極的な活用の推進が必要。

*1「助産師外来」 緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が医師と役割分担をし、妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、健康診査や保健指導を行うこと。

*2「院内助産」 緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、妊娠から産褥1か月頃まで、正常・異常の判断を行い、助産ケアを提供する体制。（※医療法における「助産所」には該当しない）

対象経費

助産師活用推進事業に必要な職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料（非常勤）、委託費

主な目的や方法

助産師出向

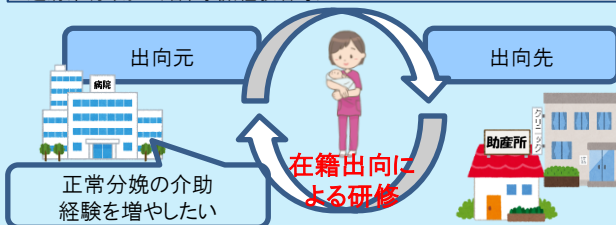
の検討、計画立案、運営、評価等

▶ 多くの助産師が就業している高度医療機関においては、ハイリスク妊産婦の増加により、正常分娩の介助経験を積み重ねることが困難

出向により、分娩経験を高められ助産実践能力が向上

- 都道府県協議会*の設置
- 実践能力の高い助産師を育成

*既存の看護職員確保や助産師出向支援等の協議会でも可
（都道府県看護協会、助産師会、都道府県医師会・産婦人科医会、都道府県行政担当者、学識経験者等）



【具体的な例】

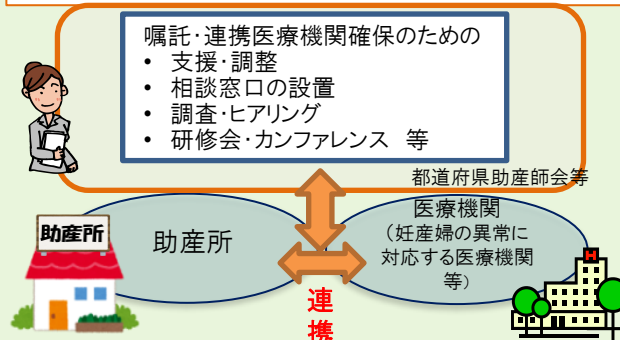
- ・助産所で勤務する助産師による
病院・診療所でのハイリスク妊産婦の管理
- ・病院で勤務する助産師の助産所での妊産婦への支援の実施
- ・新生児蘇生の技術修練
- ・助産学生の実習施設確保のための調整
- ・助産師の偏在の実態把握の調査
- ・関係団体や学識経験者等で構成した協議会の設置

など

助産所と嘱託連携医療機関等の連携に係る支援

協議会の設置などにより、

- 助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関の確保に関する実態把握
- 助産所において、嘱託・連携医療機関等を円滑に確保できるよう調整・支援



【具体的な例】

- ・助産所と医療機関の
- 連携状況のヒアリング
- 連携についての情報交換会
- 連携した産後ケアの実施にむけた支援・調整
- オープンシステム/セミオープンシステムの活用に向けた調整・調査
- ・関係団体や学識経験者等で構成した協議会の設置

など

院内助産・助産師外来の実践及び効果についての理解促進

- ▶ 院内助産・助産師外来を実施するためには、産科医師等の理解・協力が必要



産科医師等を対象に、院内助産等の実施までのプロセスや効果等についての理解促進を目的とした取組を実施

- 院内助産等の実施に関する講演・セミナー・シンポジウム等
- 院内助産・助産師外来ガイドライン改訂版(H30)の周知

【具体的な例】

- ・関係者の理解促進のための院内研修や勉強会の実施
- ・情報収集のための他施設の見学
- ・業務マニュアルの策定の支援
- ・院内助産・助産師外来の実践及び効果についての調査

など

医療専門職支援人材確保・定着支援事業

令和6年度当初予算案 10百万円（10百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 医師の働き方改革を進めるにあたっては、医師・看護師等の医療専門職から、看護補助者や医師事務作業補助者のような「医療専門職支援人材」へのタスクシフト・タスクシェアが重要であるとされている。
医療専門職支援人材については、人材と医療機関とを結ぶ適切なアプローチが十分にできておらず、人材の数的確保や入職後の人材定着が進んでいない状況となっている。
引き続きリーフレットやポスター、PR動画及び手引書等のコンテンツの更新、ハローワーク等へのPR活動を通じて人材確保・定着支援を行う。加えて医療専門職間の実態調査を行い医療専門職支援人材確保・定着支援事業の促進を図る。

2 事業の概要

- 医療専門職支援人材の業務内容や魅力、医療専門職支援人材となる方法等を示したリーフレットやポスター、PR動画及び手引書等のコンテンツの更新、ハローワーク等でのPR活動を推進、医療機関への周知・啓発を行う。また医療専門職支援人材が継続して医療機関で勤務できるよう、医療機関向けに支援人材の定着促進に資するセミナー研修を実施する。タスクシフト・タスクシェアが進んでいくことで起きる医療専門職間への業務量の偏りが起きていないか等の実態調査を実施。

3 事業スキーム・実施主体等

<事業イメージ>

<人材確保事業>

リーフレットやポスター、PR動画
及び手引書等コンテンツの更新



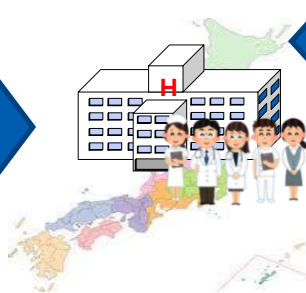
（主な取組）医療専門職支援人材の職種や魅力、仕事内容をPRするリーフレットやポスター、PR動画及び手引書等のコンテンツを更新する。

ハローワーク等でのPR



（主な取組）ポスターをハローワーク等で掲示する／動画をHPに掲載する等により、年齢層問わず幅広く周知する。

各医療機関で就業



<定着支援事業>



医療専門職間の
実態調査

（主な取組）定着促進に資するセミナー研修や医療機関向けに支援人材の活用をテーマにした研修等の開催を実施。また、医療専門職間の実態についての調査も実施。

<実施主体等>

- ①実施主体
：委託費（公募により選定）
- ②補助・拠出先
：学術団体等
- ③補助率・単価
：定額（10／10）
- ④負担割合（国、地方）
：委託費

経済連携協定(EPA)に基づく受入れの枠組

○ 候補者の受入れは、看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定(EPA)に基づき、公的な枠組で特例的に行うものである。

要件

インドネシア(平成20年度～)

フィリピン(平成21年度～)

ベトナム(平成26年度～)

(看護)インドネシアの看護師資格+実務経験2年
(介護)「高等教育機関(3年以上)卒業+インドネシア政府による介護士認定」又は「インドネシアの看護学校(3年以上)卒業」

(看護)フィリピンの看護師資格+実務経験3年
(介護)「4年制大学卒業+フィリピン政府による介護士認定」又は「フィリピンの看護学校(学士)(4年)卒業」

(看護)3年制又は4年制の看護課程修了+ベトナムの看護師資格+実務経験2年
(介護)3年制又は4年制の看護課程修了

訪日前日本語研修(12か月)※1

日本語能力試験
N3以上

マッチング

訪日前日本語研修(6か月)※1、※2

日本語能力試験
H26～R3年度 N5程度以上
R4年度～ N4程度以上

日本語能力試験
H28年度～
N5程度以上

入国【特定活動】

訪日後日本語等研修(6か月)【特定活動】※1

訪日後日本語等研修(約2.5か月)【特定活動】

受入れ施設(病院・介護施設)で雇用契約に基づき就労・研修【特定活動】

注 【 】内は在留資格を示す。

注 日本語能力試験N2以上の候補者は※1の日本語研修を免除。また、一定期間内に日本語能力試験N3若しくはN4を取得した候補者は※2の日本語研修を免除。

注 介護については、フィリピン及びベトナムにおいて上記の他に就学コースがある(フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし)。

経済連携協定(EPA)に伴う外国人看護師受入関連事業

外国人看護師・介護福祉士受入支援事業

令和6年度当初予算案(令和5年度予算額) 63百万円(63百万円)

経済連携協定に基づき入国する外国人看護師候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、国内説明会の開催や看護分野の基礎研修を実施するとともに、外国人看護師候補者受入施設における就労・研修が円滑に進むよう、看護専門家及び日本語専門家等による受入施設に対する巡回訪問を実施し、看護分野や日本語の研修方法等について指導するとともに、受入施設や候補者からの相談・苦情等に対応する。

(対象経費) 人件費、謝金、旅費、光熱水料、賃金及び借料、消耗品費等
(委託先) 公益社団法人国際厚生事業団(インドネシア・フィリピン・ベトナム)

外国人看護師候補者学習支援事業

令和6年度当初予算案(令和5年度予算額) 1.0億円(1.0億円)

外国人看護師候補者に対し、看護専門分野を中心とした日本語習得研修の充実を図るため、eラーニングでの学習支援システムを構築・運用するとともに、候補者に対する定期的な集合研修の実施や受入施設の研修責任者等に対する研修計画の助言等を行う。

(対象経費) 謝金、旅費、会場借料、印刷製本費、消耗品費、委託費等
(委託先) 公募により選定

外国人看護師候補者就労研修支援事業

令和6年度当初予算案(令和5年度予算額)医療提供体制推進事業費補助金 261億円の内数
(医療提供体制推進事業費補助金 251億円の内数)

外国人看護師候補者が就労する上で必要な日本語能力の向上を図るため、i)日本語学校・養成校への修学又は講師を招へいするために必要な経費 ii)研修指導者等経費や物件費の財政支援を行う。

(補助先) 都道府県(間接補助先:外国人看護師候補者受入施設)
(対象経費) 報償費等
(基準額) i)117千円/人 ii)461千円/施設
(補助率) 定額

地域医療介護総合確保基金で実施する主な看護関係事業（例）について

（１）病床の機能分化・連携

○ 妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産所・助産師外来の施設・設備整備

院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。

（２）在宅医療（歯科・薬局を含む）の推進

○ 在宅医療推進協議会の設置・運営

県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による「在宅医療推進協議会」の設置。訪問看護に関する課題、対策等を検討するため訪問看護関係者で構成する「訪問看護推進協議会」を設置し、保健所における圏域連携会議の開催を促進する。

上記協議会を開催するための会議費、諸謝金等に対する支援を行う。

○ 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施

訪問看護の安定的な提供体制を整備するための機能強化型訪問看護ステーションの設置支援等、訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や人事交流派遣支援等、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための講演会等を実施する。

上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

○ 特定行為に係る看護師の研修制度の推進のための事業の実施

訪問看護における特定行為を実施した事例の収集、効果・課題等の検証に係る経費や、訪問看護ステーションに所属する看護師の特定行為研修の受講に係る経費など、地域における特定行為に係る看護師の研修制度の普及を推進するための経費に対する支援を行う。

(3) 医療従事者等の確保・養成

○ 看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備

看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営に対する支援を行う。

○ 新人看護職員の質の向上を図るための研修の実施

看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。

○ 看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修の実施

看護管理者向けに看護管理者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修を実施するための経費に対する支援を行う。

○ 看護職員の就労環境改善のための体制整備

短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や総合相談窓口の設置、看護業務の効率化や職場風土改善の研修等を行うための経費に対する支援を行う。

○ 各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援（院内保育所整備・運営等）

計画的に勤務環境の改善を行う医療機関に対して、医療クランク・看護補助者の配置などの医療従事者の働き方・休み方の改善に資する取組、専門アドバイザーによる助言指導、業務省力化・効率化など勤務環境改善に資するICTシステムの導入、院内保育所の整備・運営などの働きやすさ確保のための環境整備など、改善計画を進める医療機関の取組を支援する。

○ 医療勤務環境改善支援センターの運営

医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、PDCAサイクルを活用して勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組みを活用して勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行うために設置される「医療勤務環境改善支援センター」を都道府県が運営するための経費に対する支援を行う。

○ 看護師等養成所の施設・設備整備

看護師等養成所の新築・増改築に係る施設整備や、開設に伴う初度設備整備、在宅看護自習室の新設に係る備品購入、修業年限の延長に必要な施設整備に対する支援を行う。

○ 看護職員の資質の向上を図るための研修の実施

看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等を開催するための経費に対する支援を行う。

○ 看護職員の定着促進のための宿舍整備

看護職員の離職防止対策の一環として、看護師宿舍の整備に対する支援を行う。

○ 看護職員の勤務環境改善のための施設整備

病院のナースステーション、仮眠室、処置室、カンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするために必要な施設整備に対する支援を行う。

施策名：地域における特定行為実施体制推進事業

① 施策の目的

高齢者の増加・人口減少に伴いさらなる在宅医療等の推進に対応するため、多くの訪問看護師等が特定行為研修を受講し、特定行為研修修了者が円滑に特定行為を実施できる体制の構築を目的とする。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

訪問看護ステーション等の看護師に受講支援等を行う指定研修機関が、特定行為研修推進委員会を設置し、実習場所や代替要員の調整を行う。また、郡市区医師会等が、地域標準手順書普及等推進委員会を設置し、地域の実情に応じた標準的な手順書例等の調整、周知・広報等を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

地域支援型の指定研修機関推進事業

特定行為研修受講の体制整備

地域標準手順書普及等事業

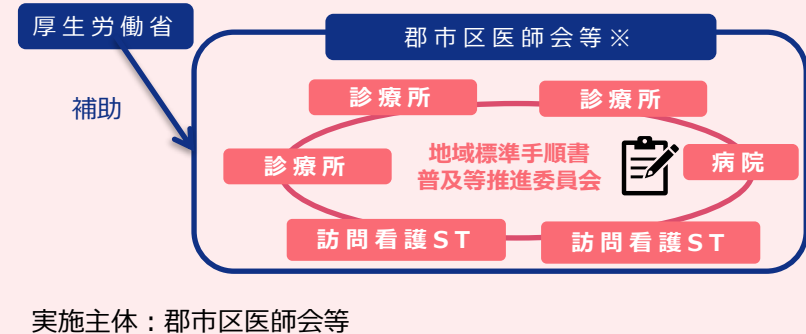
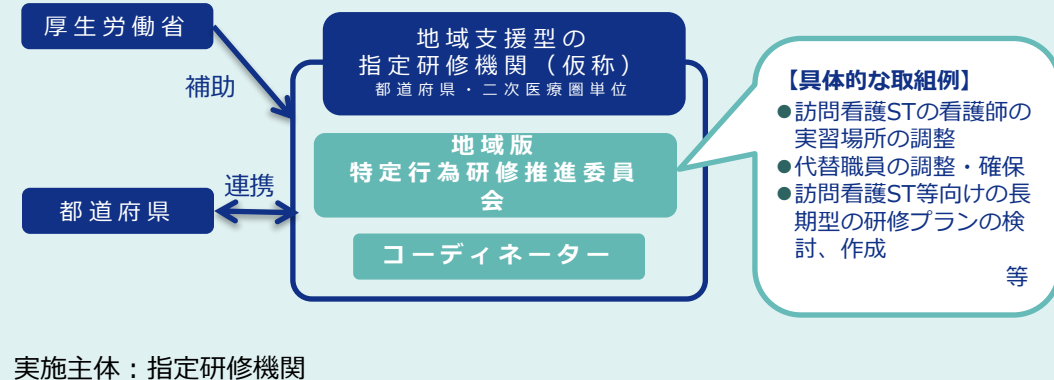
特定行為研修修了者の活躍推進

地域における特定行為研修実施体制を推進するため、指定研修機関に対し、以下の体制構築にかかる費用を補助する。

- 地域版特定行為研修推進委員会の設置（都道府県、二次医療圏単位）
- 地域の看護師の研修受講等を支援するコーディネーターの配置

訪問看護ステーション等の修了者の活躍を推進するため、郡市区医師会等に対し、以下の取組にかかる費用を補助する。

- 地域標準手順書普及等推進委員会の設置（郡市区医師会単位）
- 標準的な手順書例（在宅パッケージに含まれる行為）の地域の実情に応じた調整・周知等
- 地域向けの特定行為に係る周知・広報 等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

地域において特定行為研修修了者を養成・確保することにより、医師と看護師間のタスク・シフト／シェアを推進する。

施策名：医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業

① 施策の目的

外科・救急・麻酔科等の領域別のタスク・シフト/シェアの推進等を目的とし、医学系学会等が、各領域における医師向けの特定行為研修修了者の活用ガイドを作成・周知を図る。

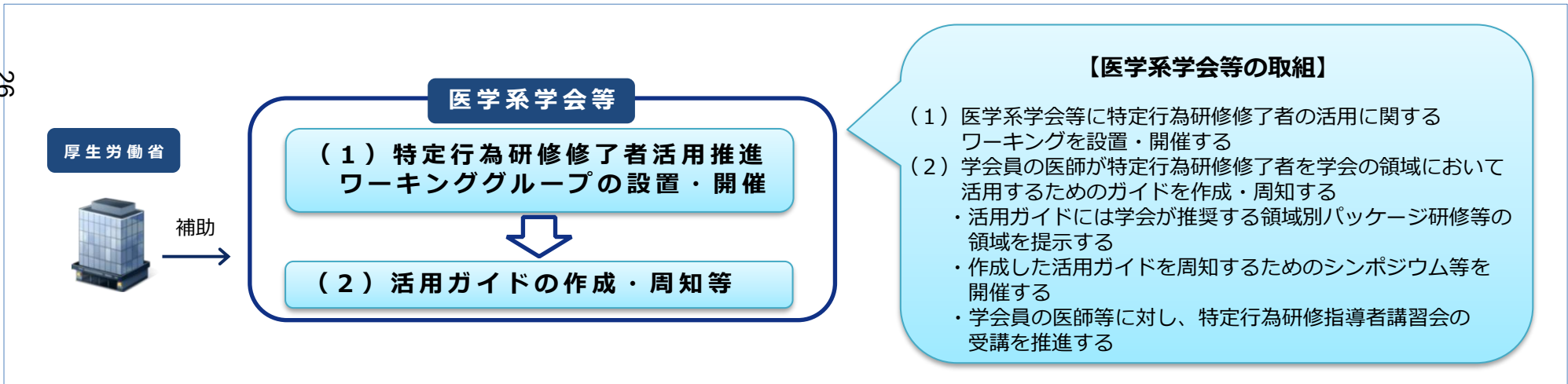
② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

週労働時間が一定水準を超える医師の割合が多い領域における特定行為研修修了者の活用を推進するため医師向けの「特定行為研修修了者の活用ガイド」の作成、普及及び周知のためのシンポジウム開催等に必要な経費に対する財政支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

各学会が効果的な修了者の活用の在り方を検討し、医師向けの「各学会における特定行為研修修了者の活用ガイド」を作成・周知することで、医師と特定行為研修修了者(看護師)間のタスク・シフト/シェアを推進する。

施策名：看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション促進事業

令和5年度補正予算 1.4億円

① 施策の目的

看護師等養成や看護現場のデジタルトランスフォーメーションを促進し、看護業務及び看護師等養成の効率化推進及びその効果を評価することで、看護サービスのさらなる向上を目的とする。

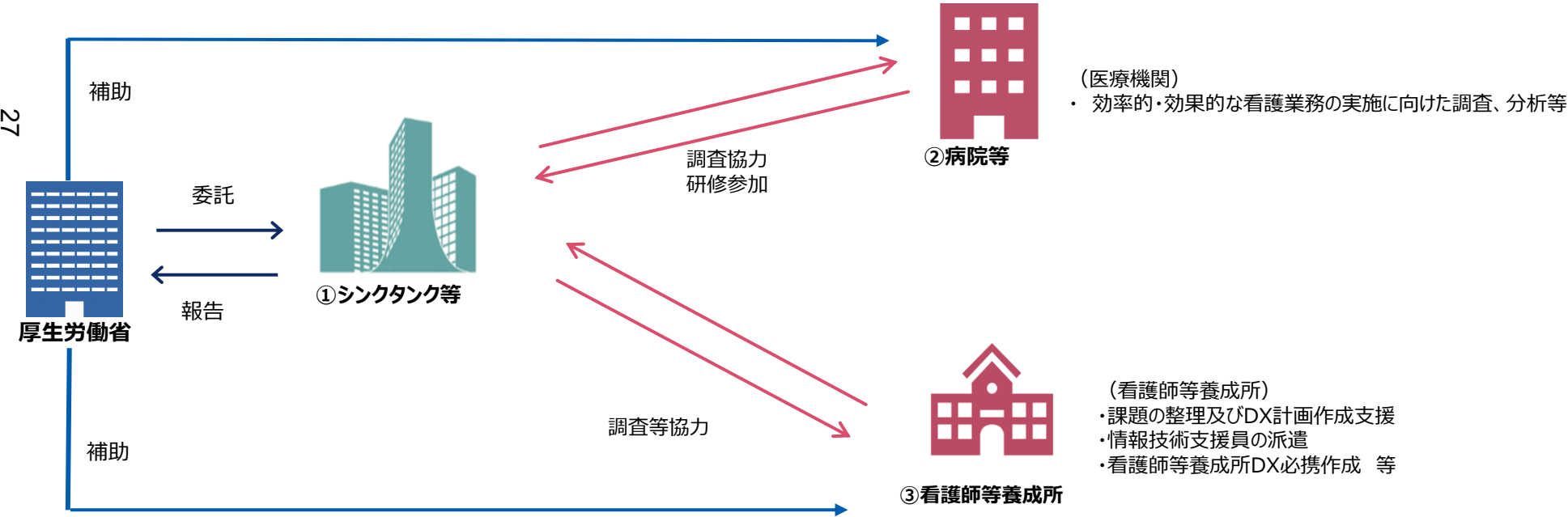
② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

・看護師等養成所や看護現場におけるDX(デジタルトランスフォーメーション)化を促進するため、看護師等養成所や病院・訪問看護ステーション等におけるICT機器を活用した効率的・効果的な看護業務及び看護師等養成方法の検討等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

看護現場での看護師の業務の効率化を図ることにより、看護サービスの質の向上を推進する。また、看護師等養成所においても、効果的な教育を行うことにより、質の高い看護師等の養成を図る。

施策名：看護補助者の処遇改善事業

令和5年度補正予算 49億円

① 施策の目的

- 医療分野では他の産業に賃上げが追いついていない現状を踏まえて、緊急の対応として、他の職種より給与水準が低く、人材確保や定着が困難な看護補助者の処遇改善を行うことを目的とする。

② 対策の柱との関係

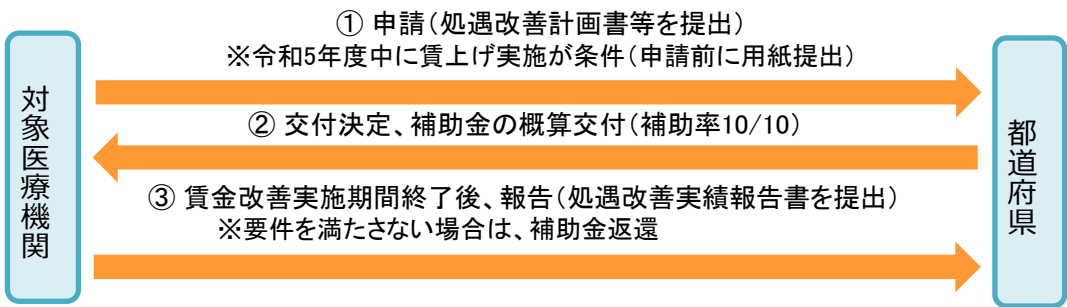
I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

- 病院及び有床診療所に勤務する看護補助者を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を引き上げるための措置を実施するために必要な経費を都道府県に補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 対象期間 令和6年2月～5月の賃金引上げ分(以降も、別途賃上げ効果が継続される取組を行う)
- 補助金額 対象施設の看護補助者(常勤換算)1人当たり月額平均6,000円の賃金引上げに相当する額
- 対象施設 病院及び有床診療所であって、看護補助者の配置を要件とする診療報酬を算定する医療機関
- 対象職種 看護補助者(看護補助者として以下の業務に専ら従事する者)であって、診療報酬の算定対象となる者
看護師長及び看護職員の指導の下に行う、原則として療養生活上の世話(食事、清潔、排泄、入浴、移動等)、病室内の環境整備やベッドメイキングのほか、病棟内における看護用品及び消耗品の整理整頓、看護職員が行う書類・伝票の整理及び作成の代行、診療録の準備等の業務



※上記のほか、補助金の申請・支払い等の事務に対応するため、国・都道府県の事務費等を確保

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 給与水準の引上げによって看護補助者の確保・定着が促進されることにより、看護職から看護補助者へのタスク・シフト／シェアが円滑化することなどから、現場における効率的かつ質の高い医療の提供が期待される。

施策名: 看護補助者の確保・定着支援事業

令和5年度補正予算 69百万円

① 施策の目的

看護補助者の確保・定着に困難が生じている病院等において、看護補助者の確保・定着のための取組を総合的に推進することにより、病院の人材マネジメント力の向上を支援することを目的とする。

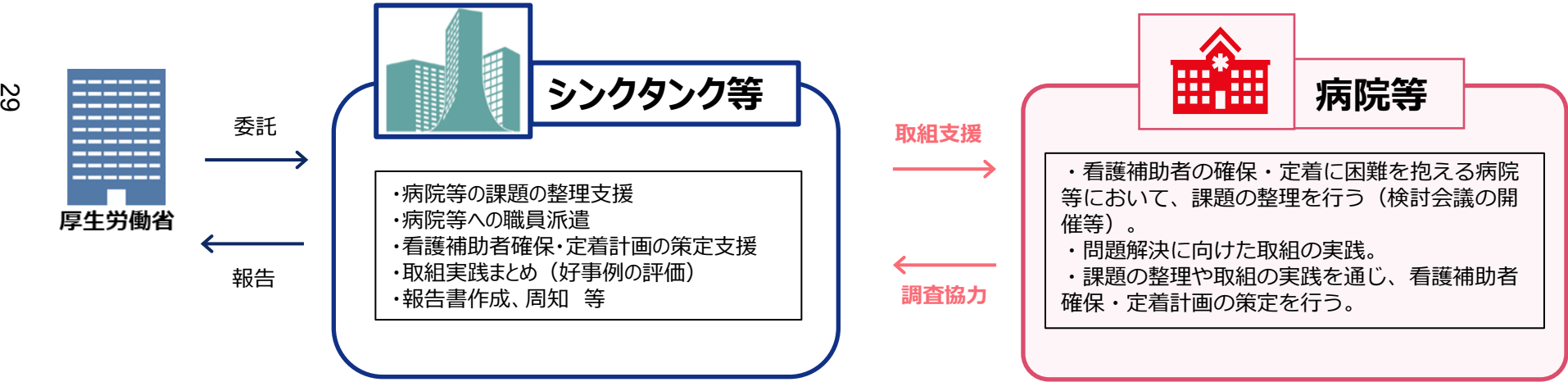
② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

看護補助者の確保・定着に困難が生じている病院等において、看護補助者の確保・定着に向けた取組の実践を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

看護補助者の確保・定着に困難が生じている病院等において、看護補助者の確保・定着のための取組を総合的に推進することにより、病院の人材マネジメント力が向上し、看護補助者の確保・定着に繋がる。

施策名: 中央ナースセンター事業(看護補助者の就業支援等経費部分)

令和5年度補正予算 52百万円

① 施策の目的

病院等における看護補助者の確保・定着が困難となっていることから、質の高い看護補助者を養成するとともに、看護補助者の就業支援を行うことを目的とする。

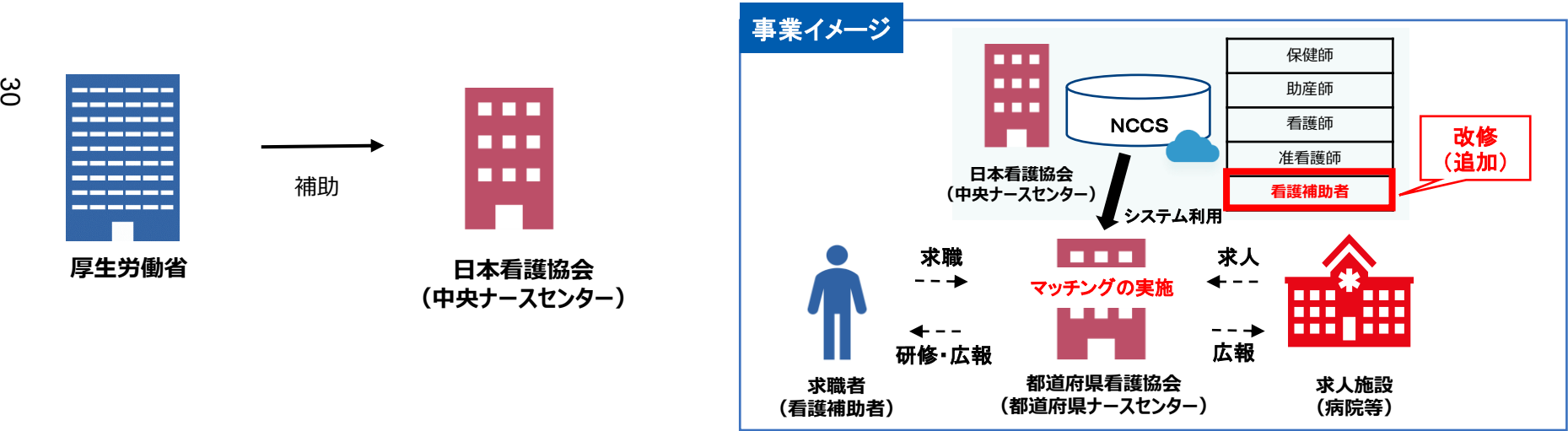
② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

①看護補助者として就業を希望する者に対する研修、②効率的に看護補助者の職業紹介を実施するためのナースセンター・コンピュータ・システム(NCCS)の改修等、③求人施設・求職者への看護補助者業務に係る広報を実施するために必要な経費を日本看護協会(中央ナースセンター)に補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

都道府県ナースセンターが効率的に看護補助者の職業紹介等を実施することで、看護補助者の確保・定着が促進される。これにより看護職員から看護補助者へのタスク・シフト／シェアが円滑化することで、病院等における看護師等の勤務環境が改善し、看護師等の離職防止等の効果が期待される。

① 施策の目的

新人看護職員等の離職防止・就労の継続を支援することを目的とする。

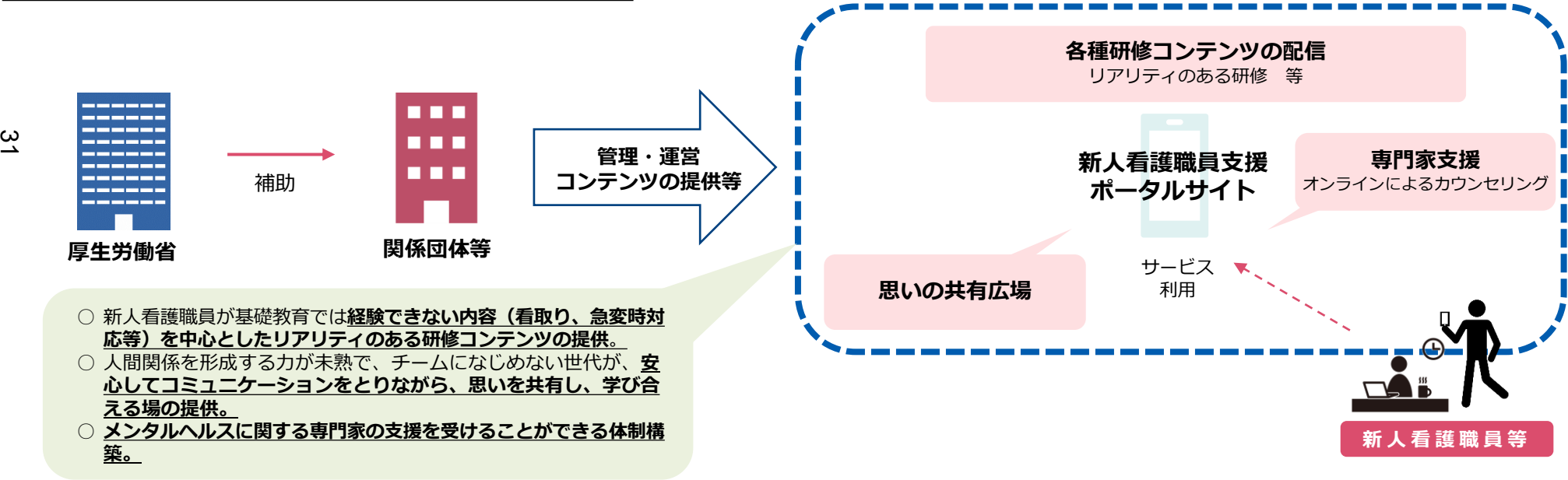
② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

新人看護職員等向けのポータルサイトの設置、運営及び管理や、当該サイト内にコミュニケーションをとれる場や専門家によるカウンセリング、リアリティのある研修を受けられる場等のコンテンツを作成するために必要な経費に対する支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

新型コロナウイルス感染症の影響等により臨地実習を経験できなかった学生の離職率が上昇しているところ、本事業の実施により離職率の低下が見込まれる。